

大分大学医学部中塚医学賞表彰規程

平成22年11月10日制定
平成22年医学部規程第1-5号

(目的)

第1条 この規程は、優れた研究成果を挙げた大分大学医学部、医学部附属病院及び研究マネジメント機構（挾間キャンパスに属するものに限る。）（以下「医学部」という。）の研究者を表彰する大分大学医学部中塚医学賞（以下「中塚医学賞」という。）について定めることにより、もって若手研究者の研究の活性化及びその進展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、医学部の研究者（准教授、講師、助教、助手、教務職員、医員、研修医、研究生、客員研究員、技術職員及び大学院生）であって、優れた研究成果を挙げたと認められるものに対して行うものとする。

2 対象人数は、次のとおりとする。

- (1) 生命科学・医学専門分野 4人程度
- (2) 看護学専門分野 1人程度

(審査の対象)

第3条 審査の対象は、医学部の研究者の研究業績とする。

2 生命科学・医学専門分野においては、論文に関する研究業績であって、次の各号に掲げるものを審査の対象とする。

- (1) 論文は自著とし、単著及び応募者が第1著者である共著論文とする。
- (2) 論文の応募者及び責任著者が、論文受理時に医学部の研究者であることとする。ただし、論文の責任著者について、大分大学医学部研究推進委員会が審査対象と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 審査の前々年の1月から前年の12月までに採択通知を受けた論文とする。

3 看護学専門分野においては、論文又は看護実践に関する研究業績を審査の対象とする。

第4条 削除

(被表彰者の選考)

第5条 応募者について、別に定める審査を経て、大分大学医学部研究推進委員会が選考し、医学部長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第6条 医学部長は、前条の推薦に基づき、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、医学部長が表彰状及び副賞を授与することにより行う。

2 表彰は、原則として開学記念日（10月1日）に表彰式及び受賞者のセミナーを行う。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

附 則（平成24年医学部規程第1-6号）
この規程は、平成24年9月26日から施行する。

附 則（平成26年医学部規程第1-3号）
この規程は、平成26年3月4日から施行する。

附 則（平成26年医学部規程第1-4号）
この規程は、平成26年7月23日から施行する。

附 則（平成26年医学部規程第1-7号）
この規程は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成28年医学部規程第1-5号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部規程第1-1号）
この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部規程第1-3号）
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部規程第1-1号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部規程第1-3号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。